

東京都自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に基づき、相談支援体制をはじめとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として、東京都自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 区市町村の相談支援体制の状況把握・評価及び整備方策の助言に関すること。
- (2) 地域生活への移行の推進に関すること。
- (3) 相談支援従事者の人材育成・研修のあり方に関すること。
- (4) 専門的分野における支援方策について情報及び知見を共有・普及すること。
- (5) 都全域における社会資源の開発・改善に関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を踏まえた障害者虐待防止のための体制整備に関すること。
- (7) その他協議会において必要と認めること。

(構成)

第3 協議会は、委員20名以内で構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委嘱及び任期)

第4 協議会の委員は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のうちから、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に、委嘱の日が属する年度の次の年度が終了したときは、任期は終了する。また、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意

見を聴取できる。

- 3 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な協議会運営等、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法をいう。以下同じ。）を活用した協議会を開催することができる。
- 4 前項の協議会におけるオンラインによる委員の出席は、協議会への出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは、同様とする。

（専門部会）

第6 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（個人情報保護）

第7 協議会の関係者は、会議で使用する個人情報の取扱いに十分留意するものとする。

（協議会の取組の周知）

第8 協議会において取り組んだ検討課題や社会資源の開発等の取組について、地域関係機関等や地域住民も含め幅広く周知を行う。

（事務局）

第9 協議会の円滑な運営を図るため、東京都心身障害者福祉センターに事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の以後、最初に委嘱される協議会の委員は、第4第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日（平成25年5月23日）から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日（平成26年4月8日）から適用する。
- 2 この要綱の施行の日において在任する委員の任期は、第4第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする

附 則

この要綱は、決定の日（令和3年5月14日）から施行する。